

令和 5年 6月30日

姫路市有料老人ホーム設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、市内に有料老人ホームを設置し、及び運営しようとする者に対し、市が要請する設置手続等について定めるものとする。

2 この要綱の規定は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4章及び第5章の規定の趣旨に沿って運用するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けるものを除くものをいう。
- (2) 設置希望者 市内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 市内に有料老人ホームを設置し、及び運営している者をいう。

(介護付有料老人ホームの設置)

第3条 市長は、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に基づき、その範囲内で介護付有料老人ホームの設置届出を受け付けるものとする。

2 市長は、あらかじめ期間を定めて、当該年度の介護付有料老人ホームの募集を行い、介護付有料老人ホームの設置希望者のうちから、選考により第5条に規定する事前協議を行う者を決定するものとする。

(事前協議)

第4条 設置希望者は、設置しようとする有料老人ホームについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可又は同法第43条の規定による建築許可の申請前（開発許可の対象外の場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認の申請前）に、次条の事前協

議を行わなければならない。

第5条 設置希望者は、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、設置しようとする有料老人ホームの設置計画の詳細について市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議書の提出を受けたときは、内容を確認した上で、設置希望者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

3 前項の事前協議済書の交付後に、当該有料老人ホームの設置若しくは運営に関して関係法令等に抵触する事実が判明した場合又は市が行う指導若しくは協力要請に設置希望者が従わなかった場合は、市長は、有料老人ホーム設置計画事前協議取消通知書（様式第3号）により前項の事前協議済書による通知を取り消す旨を、設置希望者に通知することができる。

4 設置希望者は、事前協議済書の受領後に、当該有料老人ホームに係る開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（届出等）

第6条 事前協議済書による通知を受けた設置希望者は、前条第4項の建築確認を受けたときは、速やかに有料老人ホーム設置届（様式第4号）により、法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。

2 前項の有料老人ホーム設置届には、事前協議済書の写しを添付するものとする。

3 市長は、第1項の有料老人ホーム設置届を受理したときは、届出内容が適切か確認し、有料老人ホーム設置届受理書（様式第5号）により設置希望者に通知するものとする。なお、届出内容に不備等が認められる場合は、市長は、設置希望者に必要な修正等を行わせることができる。

4 設置希望者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書の受領後に、入居者の募集を開始するものとする。

（工事の着工届等）

第7条 前条第3項の有料老人ホーム設置届受理書を受けた設置希望者は、当該有料老人ホームについて相当数の入居者が確保され、かつ、法で定められた前払金に係

る返還債務の保全措置が講じられた後に、工事の着工を行うものとする。

- 2 設置希望者は、工事を着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表、入居見込者名簿若しくは合理的に算出された入居見込者推定値及び前払金返還債務保証書（該当する場合のみ）を添付した建設工事着工届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（事業開始届）

第8条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、入居契約書及び重要事項説明書、管理規程、建物の登記事項証明書、建物外観及び施設内主要設備の写真並びに建築基準法第7条の検査を受けたことを証する書類を添付するものとする。

（変更届）

第9条 設置者は、前条第1項の有料老人ホーム事業開始届の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項の規定に基づき、変更の日から1月以内に、当該変更事項に係る関係書類を添付して、有料老人ホーム事業変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（廃止届等）

第10条 設置者は、有料老人ホーム事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第29条第3項の規定に基づき、その廃止又は休止の日の1月前までに、有料老人ホーム事業廃止（休止）届（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（増改築の取扱い）

第11条 第4条から第7条までの規定は、設置者が有料老人ホームを増改築しようとする場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づく事前申出及び事前協議を行っている

設置希望者については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先） 姫 路 市 長

所 在 地
名 称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議書

下記の有料老人ホームの設置を計画したので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて協議します。

記

1 施設の名称、類型及び表示事項

- (1)施設の名称：
- (2)類型：以下のいずれかに○をつけること。

	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）
	介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）
	住宅型有料老人ホーム
	健康型有料老人ホーム

- (3)表示事項：該当するものに○をつけ、必要事項を記載すること。

ア 居住の権利形態

	利用権方式
	建物賃貸借方式
	終身建物賃貸借方式

イ 利用料の支払い方式

	全額前払い方式		
	一部前払い・一部月払い方式		
	月払い方式		
	選択方式 ※選択可能な方式を全て選択		全額前払い方式
			一部前払い・一部月払い方式
			月払い方式

ウ 入居時の要件

	自立のみ
	専用品（要介護のみ）
	混合型（自立除く）
	混合型（自立含む）

エ 介護保険

	姫路市指定特定施設入居者生活介護事業者（一般型）
	姫路市指定特定施設入居者生活介護事業者（外部サービス利用型）
	居宅サービス等利用可

オ 居室区分

	定員 1 人
	定員 1 ～ 2 人（親族を対象）
	相部屋あり

カ 一般型特定施設入居者生活介護事業者である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制

	1. 5 : 1 以上
	2 : 1 以上
	2. 5 : 1 以上
	3 : 1 以上

キ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者である有料老人ホームの介護サービス提供体制

提供体制		内容及び委託先介護保険サービス事業所名称	
	有料老人ホーム職員	生活相談員	人
		介護職員	人
		計画作成担当者	人
		その他	人
	訪問介護		
	訪問看護		
	通所介護		
	その他	サービス種別	介護保険サービス事業所名称

ク 提携ホームへの移行

	あり（提携ホーム名： ）
	なし

2 施設の設置予定地

3 設置主体及び経営主体

4 入居定員 名

居室数 部屋

(居室数内訳)

個室（定員 1 人）	部屋
個室（定員 1 ～ 2 人、親族を対象）	部屋
相部屋（○人部屋）	部屋

5 施設の規模及び構造

- (1) 敷地面積： m^2
- (2) 地目：
- (3) 建築面積： m^2
- (4) 延床面積： m^2
- (5) 敷地の所有関係： 自己所有 ・ 借地（所有者名： ）

<買収（予定）の場合>

買収（予定）年月日	
買収（予定）価格	

<借地の場合>

年間借地料	
-------	--

- (6) 建物の構造： 造 階建て
- (7) 建物の所有関係： 自己所有 ・ 借家（所有者名： ）

<買収（予定）の場合>

買収（予定）年月日	
買収（予定）価格	

<借家の場合>

年間借地料	
借りる部分	建物の全部 ・ 建物の一部
建物の一部を借りる場合の具体的な内容又は箇所	

- (8) 施設設備の概要

--

6 施工計画

着工予定年月日 年 月 日

竣工予定年月日 年 月 日

事業開始予定年月日 年 月 日

※ 増改築に係る事前協議においては、増改築によって変更が生じることのみを協議すること。

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号

年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

下記の有料老人ホーム設置計画については、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第 5 条に基づく事前協議済であることを認めます。

なお、建築確認後、速やかに老人福祉法第 29 条第 1 項に基づく届出を市長に提出してください。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 設置・運営主体の名称
- 4 代表者氏名
- 5 留意事項

様式第 3 号（第 5 条第 3 項関係）

第 号

年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置計画事前協議取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付した有料老人ホーム設置計画事前協議済書につきましては、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

・取消対象となる事前協議の内容

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 設置・運営主体の名称
- 4 代表者氏名

・取消事由

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先） 姫 路 市 長

設置者
代表者

有料老人ホーム設置届

老人福祉法による有料老人ホームを下記のとおり設置したいので、同法第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 施設の名称：
- 設置予定地：
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 氏名又は名称：
- 住所又は所在地：
- 3 事業開始の予定年月日：
- 年 月 日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 氏名：
- 住所：
- 5 施設において供与される介護等の内容（該当するものに○をつけること）

	入浴、排せつ又は食事の介護
	食事の提供
	洗濯、掃除等の家事の提供
	健康管理の提供（安否確認、状況把握又は生活相談を含む）

7 入居定員及び居室数

(居室数内訳)

個室（定員１人）	部屋
個室（定員１～２人、親族を対象）	部屋
相部屋（○人部屋）	部屋

前払金の有無： あり ・ なし （ありの場合、その額： 円）

利用料 家賃 : タイプ1 円、タイプ2 円

食費： 円

管理費： 円

介護費用： 円

光熱水費： 円

その他 : 円 (その他の内容:)

(併せて提出する書類)

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要（配置図、平面図、立面図、スプリンクラー等設備図等）
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- (5) 職員の配置の計画がわかる書類
- (6) 前払金に係る保全措置を講じたことを証する書類

(7) 前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容

(8) 長期の収支計画

(9) 入居契約書、重要事項説明書、管理規程等

※1 増改築に係る届出においては、増改築によって変更が生じることのみを届け出ること。

※2 事前協議書に添付した書類で内容に変更がないものは省略できる。

※3 介護付有料老人ホームの設置を希望する場合で、既に事前に提出した書類のうち、内容に変更がないものは省略できる。

※4 本届出を行ったこともって、姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合するものではないことに留意すること。

※5 指導指針に適合していない事項については、必要な改善措置を講じるとともに、指導指針に適合していない旨を重要事項説明書に記載すること。

様式第 5 号（第 6 条第 3 項関係）

第 号

年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付けで提出された標記届出については、下記のとおり受理しましたので通知します。なお、事業を開始した際には、速やかに事業開始届を市長に提出してください。

記

1 施設の名称及び設置予定地（設置地）

名称：

設置予定地（設置地）：

2 設置者の氏名及び住所

氏名：

住所：

4 入居定員及び居室数

入居定員：

居室数：

5 事業開始予定年月日（事業開始年月日）

6 その他特記事項

様式第 6 号（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

（宛先） 姫 路 市 長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

建設工事着工届

下記のとおり有料老人ホームの建設工事を着工するので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添付の上届け出ます。

記

1 施設の名称及び設置地

名称：

設置地：

2 着工年月日

3 竣工予定年月日

4 事業開始予定年月日

様式第7号（第8条第1項関係）

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

所 在 地

名 称

代 表 者

有料老人ホーム事業開始届

下記のとおり有料老人ホーム事業を開始しましたので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添付の上届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設竣工年月日
- 3 事業開始年月日
- 4 事業開始当初入居者数

（添付書類）

- ・入居契約書及び重要事項説明書
- ・管理規程
- ・建物の登記事項証明書
- ・建物外観及び施設内主要設備の写真
- ・建築基準法第7条の検査を受けたことを証する書類

※ 事前協議書、設置届に添付した書類で内容に変更がないものは省略できる。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 姫 路 市 長

設置者

氏名

有料老人ホーム事業変更届

老人福祉法の規定による有料老人ホームを下記のとおり変更したいので、同法第 29 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称及び所在地
- 2 変更事項「 」
変更前
変更後
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 入居者の措置状況（本変更により、入居者に影響が及ぶ場合に限る）

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

設置者

氏名

有料老人ホーム事業廃止（休止）届

年 月 日第 号により姫路市長から設置届を受理した旨を通知された
有料老人ホームの事業を、下記のとおり廃止（休止）したので、老人福祉法第 29 条第
3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称及び所在地
- 2 事業を廃止（休止）した理由
- 3 入居者の措置状況
- 4 事業を廃止（休止）した年月日 年 月 日